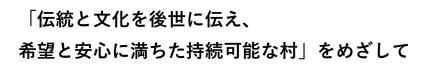
第3部 後期基本計画

令和7年4月





本村は、令和3年3月に「第6次東秩父村総合振興計画」を策定し、「伝統と文化を後世に伝え、希望と安心に満ちた持続可能な村」の実現に向けて、令和3年からの4年間を計画期間とした前期基本計画に基づき、各種施策を計画的かつ着実に推進してまいりました。

この間、新型コロナウイルス感染症の流行による生活様式の変容や世界情勢の悪化に伴う原油価格及び物価の高騰、日本各地における台風や集中豪雨をはじめとした自然災害の多様化など社会を取り巻く状況や行政が取り組むべき課題は日々刻々と変化しています。

このような先行きが不透明で予測が困難な状況ではありますが、村の活力やにぎわいを維持し、村民の皆様が不安を感じることのない村となるよう住民の皆様、行政、村に携わるすべての人や団体が連携協力しなければなりません。このたびの後期基本計画においても、基本構想に掲げている「伝統と文化を後世に伝え、希望と安心に満ちた持続可能な村」の実現に向けて責任感をもって努めてまいります。

結びに、本計画策定にあたりご尽力をいただいた審議会委員並びに村議会議員の皆様をはじめ、住民アンケート調査を通じて貴重なご意見をいただきました皆様に心から感謝を申し上げるとともに、計画の実現に向けて、より一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

東秩父村長 高野 貞宜

<基本計画の概要>

〇 基本計画の位置づけ及び策定方法

基本構想に定めた村の 10 年後のありたい姿等の達成に向けて、行政の責務を具体化した計画として、基本計画を策定します。基本計画は、行政を対象とした計画として、基本構想に基づき行政主体で策定します(対象:行政、策定主体:行政)。

〇 目標年次

基本計画の計画期間は、前期4年間(目標年次:令和6(2024)年度)及び後期4年間(目標年次:令和10(2028)年度)とします。ただし、計画期間中であっても、社会情勢や経済環境の変化に応じて、柔軟に改訂することとします。

〇 基本計画の構成

施策大綱ごとに、基本構想に定めた方向性や目標値等の達成に向けた基本施策を定めています。基本施策の主要項目は、基本施策を取り巻く環境を分析した「現状と課題」、分析した現状と課題に基づき、課題解決に向けて令和 10 (2028) 年度末までに「何をどこまでやるのかを」を示した「目標」、目標を数値で表現した「目標値」で構成されています。また、基本施策実現に向けた責任を明確にするため、同基本施策の主管課を示した「担当課」、同基本施策に紐づく「主要事業」「個別計画」を記載しています。

〇 リーディングプロジェクトの設定

基本計画の事業のうち、本村の課題解決に向けて総合的かつ横断的に組み合わされた事業群を、戦略的かつ優先的に取り組むリーディングプロジェクトとします。リーディングプロジェクトは「第3期東秩父村まち・ひと・しごと創生総合戦略」として、別冊にまとめるものとします。

〇 検証・評価について

「第6次東秩父村総合振興計画」の成果を測定するため、村民意識調査を実施します。また、毎年進捗管理のため検証を実施するとともに、村民とともに計画実現を目指すための取組を行います。

○ SDGs との一体的な推進について

「第6次東秩父村総合振興計画」の各分野に、SDGs の目指す目標を関連付けることで、総合振興計画と地方創生、SDGs を一体的に推進してまいります。

<基本施策体系図>

分野	基本施策	担当課	掲載
	(1)福祉の充実	住民福祉課	P7
1	(2) 高齢者支援の充実	保健衛生課、住民福祉課	P10
健 康 •	(3) 子育て支援の充実	住民福祉課、保健衛生課	P13
福祉	(4)健康づくりの推進	保健衛生課、住民福祉課	P15
	(5)スポーツ活動の推進	教育委員会	P18
	(1) 商工業の振興	産業観光課	P21
2	(2)農林業の振興	産業観光課、建設課	P23
産業・	(3) 関係人口増加の推進	企画財政課	P26
・交流	(4) 観光の振興	産業観光課	P28
	(5) 和紙の里の振興	産業観光課、企画財政課	P30
	(1) 防災体制の充実	総務課	P33
	(2)公共交通の維持確保	企画財政課	P35
	(3)道路網の維持・管理	建設課	P37
3	(4)環境保全の推進	保健衛生課	P39
防 災 ·	(5) 合併処理浄化槽設置の促進	建設課、保健衛生課	P41
環境	(6) 簡易水道の維持管理	建設課	P43
	(7)移住定住施策の推進	企画財政課	P46
	(8) 村営住宅の維持・管理	建設課	P48
	(9) 国土調査の推進	建設課	P50

分野	基本施策	担当課	掲載
	(1)教育環境の整備	教育委員会	P53
4	(2)生きる力を伸ばす教育の推進	教育委員会	P55
教育・	(3)生涯学習の推進	教育委員会	P57
文化	(4) 文化の創造と醸成	教育委員会、総務課	P59
	(5) 細川紙技術者の育成	教育委員会、産業観光課	P61
	(1) 適正な賦課徴収事務の継続	税務会計課、保健衛生課	P64
5	(2)行財政改革の推進	企画財政課、総務課	P65
計画	(3) マイナンバー制度の普及促進	住民福祉課、企画財政課	P67
計画の実現に向	(4)デジタル社会への対応	企画財政課	P69
に向	(5) 公共施設の維持管理	総務課	P71
けて	(6)協働の自治振興の実現	企画財政課	P73
	(7)人権侵害のない社会の実現	総務課、教育委員会	P75

1 健康・福祉分野



基本施策 1-(1) 福祉の充実



(1) 現状と課題

【地域福祉】

地域にはこどもから高齢者まで幅広い世代が生活をしており、必要とされる福祉 課題も多岐にわたります。これらの課題を把握し、解決するためには、地域におけ る福祉の担い手を支援し、福祉活動を行う団体の活性化が重要です。

【障がい福祉】

障がい者が地域で自立した生活を送ることを支援するため、地域移行や就労を支援する障がい者自立支援事業、権利擁護を目的とした成年後見制度等が設けられています。しかし、障がい者が地域で孤立してしまい、相談支援につながらない 8050 問題 **が課題となっています。今後は、事業や制度の周知と利用促進及び利用するための支援体制の整備及び強化に取り組む必要があります。また、近隣自治体と連携した広域での取組を活用することも重要です。

※80 代の親が 50 代のこどもの生活を支えるために経済的にも精神的にも強い負担を請け 負うという社会問題

(2)目標

【地域福祉】

① 住み慣れた地域でいつまでも暮らしていける状態

地域福祉の担い手である社会福祉協議会や民生委員・児童委員の活動を応援することで、支援を必要とする人が孤立しない地域づくりを目指します。また、村・住民・地域活動団体などの連携により、住民がともに支え合う仕組みづくりに取り組みます。

【障がい福祉】

① 障がい者が、住み慣れた地域で安心して暮らせる状態

障がい者の自立した地域生活や就労を支援するため、障がい者の相談相手・支援者となる相談支援体制の充実を目指します。

② 就労を希望する障がい者に対して就労支援が図られた状態

就労を目指す障がい者に対し、企業等への就労のための支援や訓練を行うとともに、 通常の事業所に雇用されることが難しい人に、就労や生産活動の機会を提供すること を目指します。

③ 障がい者が、自立した生活を営むための支援が図られた状態

障がい者に対し、一人暮らしや共同生活を営むための援助を行うことで、自立に向けた支援の充実を目指します。

(3)目標値

	基準値	令和 7	令和 8	令和 9	令和 10
	〔基準年〕	(2025)	(2026)	(2027)	(2028)
障がい者(児)相談 支援の年間利用者 数	30 人 (2023)	32 人	33 人	35 人	36 人
就労移行支援/継続 支援事業等の年間 利用者数	15 人 (2023)	18人	19 人	21 人	23 人
自立生活援助/共同 生活援助事業の年 間利用者数	5 人 (2023)	5人	5人	5人	5人

(4) 担当課

住民福祉課 保健衛生課

(5) 主要事業

事業名	担当課
民生委員・児童委員活動への支援・協力	住民福祉課
障がい者の自立支援	住民福祉課
障がい者の援護	住民福祉課
社会福祉協議会に対する補助	住民福祉課

計画名(担当課)	概要	根拠法令	計画期間
地域福祉計画・地 域福祉活動計画 (住民福祉課)	住民が地域でお互 いに支え合うとは みを構築するとけ もに、地域におけ る保健福祉に関す る活動等を積極的 に推進するための 計画	社会福祉法	令和 3(2021)年度 〜 令和 10(2028)年度 「8 か年」
障がい者計画 (住民福祉課)	障がい者のための 施策に関するる基本 的事項を定める後の であり、今後の でがい者施策いて、総合的かて、総合的がに推進する ための指針となる 基本計画	障害者基本法	令和 6 (2024)年度 〜 令和 8 (2026)年度 「3 か年」
障がい福祉計画 (住民福祉課)	障がい者のための 障がい福祉サービ ス等の提供に関す る具体的な体制づ くりやサービスを 確保するための方 策等を定めた計画	障害者の日常生活 及び社会生活を総 合的に支援する ための法律	令和 6 (2024)年度 〜 令和 8 (2026)年度 「3 か年」
障がい児福祉計画 (住民福祉課)	障がい児のための 障がい福祉サービ ス等の提供に関す る具体的な体制づ くりやサービスを 確保するための方 策等を定めた計画	児童福祉法	令和 6 (2024)年度 〜 令和 8 (2026)年度 「3 か年」
成年後見制度利用 促進基本計画 (住民福祉課)	成年後見制度の利 用促進に関する施 策及び実施期間の 設立等について定 めた計画	成年後見制度の利 用の促進に関する 法律	令和 6(2024)年度 〜 令和 8(2026)年度 「3 か年」

基本施策 1-(2) 高齢者支援の充実



(1) 現状と課題

国勢調査では、本村の総人口は平成17年(2005年)以降も減少傾向にあり、65歳以上人口も令和2年(2020年)以降は減少することが見込まれます。高齢化率は、令和2年(2020年)で46.5%で、埼玉県全体の27.0%を大きく上回っており、今後は総人口の減少により、令和22年(2040年)には59.4%となる見込です。75歳以上の後期高齢者数は、令和6年(2024年)4月の622人から今後増加し、令和12年(2030年)にピークを迎え697人と見込まれます。

また、高齢化による介護需要の増加、人口減少による担い手不足、地域のあり方等、 高齢者を取り巻く環境は大きく変化すると予測され、その変化に対応すべく介護保険 制度も年々変化を遂げている状況です。このような状況の中、これまで以上に介護保 険制度を自らのことと捉え、行政はもとより、村民や地域、各関係機関等と協働して、 地域に即した事業を包括的に提供する「地域包括ケアシステム」のさらなる充実が必 要です。

これまでの高齢者施策の取組により介護保険制度全般に対する村民の関心は高まり、認知症予防や介護予防に、自主的、能動的に取り組んでいます。しかし、今後の介護需要の増加等を勘案すると、健康や介護予防に対する村民一人ひとりの自助努力や地域で支える取組がさらに必要であるため、村民一体となり、意識醸成から事業の実施、継続まで行うことが課題です。

人口減少・高齢化の進展に伴い、高齢者夫婦世帯や独居高齢者の増加が予想されています。今後は介護サービス利用者のみならず村民全体が、介護保険制度への理解を深め、介護サービスを必要とされる方に適切なサービスを提供できるよう持続可能な制度の運営を行うことが課題です。

また、村内に医療機関がないことから、村民が安心して生活ができるよう、適切な 医療の確保と医療体制の充実が求められています。さらに高齢化に伴い医療と介護の 連携が重要な課題となっています。

生活様式の多様化や雇用延長により、老人クラブ、シルバー人材センター会員は減少、横ばいです。団塊の世代の元気な高齢者の増加が見込まれるため、高齢者の活動等の広報を積極的に行いながら、各種団体への加入や高齢者の社会参加を促進していく必要があります。

(2)目標

① 介護予防活動ができる状態

住民が主体的に介護予防活動に取り組めるよう支援します。

② 高齢者が自宅で安心して生活できる状態

社会福祉協議会と連携し、高齢者世帯の実態を把握し、高齢者が孤立しないよう支援します。

③ 医療と介護への村民の理解が十分に得られた状態

ACP(アドバンス・ケア・プランニング、通称:人生会議)講座や講演会等を実施し、住民の理解度を上げるための活動を実施します。

④ 認知症への理解が普及した状態

わしのカフェ(認知症カフェ)の周知、充実を図ります。また、認知症サポーター を養成し理解を深めます。

(3)目標値

	基準値	令和 7	令和 8	令和 9	令和 10
	〔基準年〕	(2025)	(2026)	(2027)	(2028)
65 歳以上のわしの さと健康体操参加 率	8.7% (2023)	11.1%	11.2%	11.3%	11.4%
高齢者世帯訪問 (バ トン訪問) の訪問件 数	80 件 〔2024〕	85 件	90 件	95 件	100 件
ACP(人生会議)講 座参加者数	22 人 (2023)	20 人	20 人	20 人	20 人
わしのカフェの参加者数	173 人 (2023)	195 人	200 人	205 人	210 人

(4)担当課

保健衛生課 住民福祉課

(5) 主要事業

事業名	担当課
地域支援事業	保健衛生課
高齢者介護支援事業	保健衛生課

計画名(担当課)	概要	根拠法令	計画期間
東秩父村高齢者福 祉計画・第9期介 護保険事業計画 (住民福祉課・保 健衛生課)	老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画。国して3年を1期とする介護保険論付の事業に係る保険給付のまた関する計画	老人福祉法 介護保険法 成年後見制度の利 用の促進に関する 法律	令和 6 (2024)年度 〜 令和 8 (2026)年度 「3 か年」

基本施策 1-(3) 子育て支援の充実



(1)現状と課題

本村の出生数は、平成 26 (2014) 年以降 10 人前後で推移し、合計特殊出生率は平成 26 (2014) 年には 1.06 でしたが、平成 27 (2015) 年以降は 1.00 を下回り、平成 30 (2018) 年は 0.74 となり、国や埼玉県よりも低い値で推移しています。

安心してこどもを生み育てていくためには、経済的な安定が不可欠であり、子育てに伴う経済的負担の軽減を図ることが求められます。平成 28 (2016) 年に子育て支援センターを城山保育園から保健センター内に移設し、子育て世代包括支援センターとして運営し、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行ってきましたが、出生数の減少と就園児の低年齢化により対象世帯が減少している現状及び利用状況を踏まえ、利用者の就園に向けたステップと位置づけるとともに、職員の効率的な運用と利用する保護者同士の交流を促すことを目的とし、令和 6 (2024) 年に子育て支援センターを保健センターから城山保育園内に戻し、週 5 日開所から 3 日開所に変更しました。

核家族化や共働き家庭、ひとり親の増加など、子育て家庭やこどもの育ちをめぐる 環境は変化し、子育てへの不安や悩みも増えています。子育て世帯が孤立せず、安心 して相談できる環境づくりに取り組み、子育てに関する不安や悩みの解消に努める必 要があります。

(2)目標

① 安心して子育てできる状態

出産祝い金、こども医療費の支給以外に中学校卒業祝い金等の節目の祝い金を支援することにより、経済的負担の軽減を図るとともに、子育て支援センターにおいて相談や情報交換、親子の交流を行い、子育てに対する不安を軽減し、安心して子育てできる状態を目指します。

(3)目標値

	基準値	令和 7	令和 8	令和 9	令和 10
	(基準年)	(2025)	(2026)	(2027)	(2028)
子育て支援センタ 一利用延人数	517 人 (2024)	504 人	504 人	504 人	468 人

(4) 担当課

住民福祉課 保健衛生課

(5) 主要事業

事業名	担当課
こども医療費の支給	住民福祉課
出産祝い金、中学校卒業祝い金の支給	住民福祉課
城山保育園給食費の無償化	住民福祉課
子育て支援センターの運営	住民福祉課

計画名(担当課)	概要	根拠法令	計画期間
	幼児期の教育、保		
東秩父村第3期子 ども・子育て支援	育の量的・質的確 保及び地域におけ	子ども・子育て	令和 7(2025)年度 ~
事業計画	る子育て支援の充	支援法	令和 11(2029)年度
(住民福祉課)	実を図るための計		「5 か年」
	画		

基本施策 1-(4) 健康づくりの推進



(1) 現状と課題

本村の健(検)診の受診率は、全国平均及び県内平均よりも高く、がん検診における精密検査受診率は、県の目標を満たしていますが、健(検)診受診率はまだ県の目標値には達していない状況です。

また、高齢化に伴い、高血圧や糖尿病の有病率が若干上昇している現状からも、村 民の健康意識や知識の向上にむけた、健康教育や保健指導、全国で展開されている脳 血管疾患、心疾患、人工透析等への重症化予防への取り組み等の充実が課題です。

令和元年度末に「自殺予防対策」を包含する「東秩父村健康づくり計画」を策定し、「一人ひとりが誰も自殺に追い込まれることのない状態」をめざし、地域での見守り等、他機関及び団体との連携強化を図って来ましたが、今後も連携を継続・強化していく必要があります。

近年、自然派志向の高まりから予防接種や医療に不安を持つ家庭も増えてきている ことからも、それぞれのライフスタイルを尊重するとともに、予防接種や疾病につい ての情報を提供し、重症化を防ぐ必要性があります。また、新たに追加されるワクチ ンについて、知識の普及啓発を推進し、定期予防接種及び任意予防接種率を高め、発 症やまん延を予防する必要があります。

(2)目標

① 村民が健(検)診を積極的に受診し、重症化予防に取り組む状態

特定健診やがん検診の受診率が国(県)の目標値にむけて向上した状態を目指します。

② 村民一人ひとりが誰も自殺に追い込まれることのない状態

地域での見守り体制が確立され、居心地の良い地域づくりが構築された状態を目指します。

③ 妊娠・出産・育児に関する相談体制が充実した状態

産後ケアの開始と子育て支援センターと保健センターの連携により、子育てに関する相談体制を充実させるとともに、関係機関が連携し、必要な支援が受けられる状態を目指します。

④ 村民の健康意識の向上や医療相談体制が図られた状態

それぞれのライフスタイルを尊重するとともに、情報の提供、及び知識の普及啓発を行い、健康年齢が向上した状態を目指します。また、在宅当番医や日曜診療医療機関、電話やチャットによる救急相談の周知に努め、安心して生活できる環境づくりを目指します。

(3)目標値

	基準値	令和 7	令和 8	令和 9	令和 10
	(基準年)	(2025)	(2026)	(2027)	(2028)
がん検診受診率	25.9 % (2023)	26.0%	26.0%	26.5%	26.5%
困ったときに相談 できる人(機関)が ある人の割合	30% (2024)	_	_	35%	_

(4) 担当課

保健衛生課

住民福祉課

(5) 主要事業

事業名	担当課	
健康増進対策	保健衛生課	
母子保健事業	保健衛生課	
予防接種	保健衛生課	

計画名(担当課)	概要	根拠法令	計画期間
東秩父村健康づく り計画 (保健衛生課)	村民の健康の増進 を図るための基本 的事項を示し、推 進に必要な方策を 明らかにする計画	健康増進法 自殺対策基本法 自殺総合対策大 綱	令和 2(2020)年度 〜 令和 11(2029)年度 「10 か年」
東秩父村第3期保 健事業実施計画 (データヘルス計 画) (保健衛生課)	被保険者の健康増 の健康が 取組に付がする 取組に付がする 検者(村)がする がでしたが での がでな がって がなの がなの がなの がなの がなの の は の は の の の の の の の の の の の の の の の	国民健康保険法 に基づく保健事 業の実施等に関 する指針(平成 16年厚生労働省 告示第 307 号)	令和 6 (2024)年度 〜 令和 11(2029)年度 「6 か年」
東秩父村第4期特定健康診査等実施計画(保健衛生課)	厚生労働に対 事を持た者 を を を を を を を を を を を を を	高齢者の医療の 確保に関する法 律	令和 6 (2024)年度 〜 令和 11(2029)年度 「6 か年」
東秩父村第3期子 ども・子育て支援 事業計画 (住民福祉課)	幼児期の教育、保 育の量的及び質的 確保及び地域にお ける子育て支援の 充実を図るための 計画	子ども・子育て 支援法	令和 7(2025)年度 〜 令和 11(2029)年度 「5 か年」
東秩父村新型イン フルエンザ等対策 行動計画 (保健衛生課)	新型インフルエン ザ等が発生した場合に、健康被害を最小限に抑え、村民生 活及び地域経済の破綻を防ぐこと 目的とした計画	新型インフルエ ンザ等対策特別 措置法	平成 26 年 11 月作成 「毎年度見直し」

基本施策 1-(5) スポーツ活動の推進



(1) 現状と課題

少子高齢化や、かつて行っていたスポーツ事業の廃止により、村民がスポーツに触れ合う機会や、スポーツをきっかけに一堂に会する機会がどんどん少なくなっています。今後は、令和6年度に初開催をし、多くの村民で賑わった「東秩父村スポーツフェスティバル」を恒例行事として根付かせ、継続実施をしていくことを目指します。スポーツ活動組織について、比企郡スポーツ協会等と調整しながら、自主運営に向けての情報共有を行っています。しかし、村内各団体運営の大会は参加チームの減少などで実施できない種目もあり、村内外問わず大会や研修会の情報共有を行い、スポーツ活動のサポートが必要です。

現在、運動施設については、各体育施設にある管理棟や倉庫の雨漏り対策としての 屋根の修繕に加え、安戸グラウンドの照明(水銀灯)をLEDに変更工事を実施する か否かといった点について、判断することが必要です。利用者の数やニーズをしっか りと把握し、今後も村民がスポーツをする上で快適かつ安全な環境となるよう整備を 進めることが必要です。

(2)目標

① 運動、スポーツへの関心が高まった状態

スポーツ協会やスポーツ推進委員等を中心に、村民に向けたスポーツイベントの実施や参加を推進し、多くの村民がスポーツに触れる機会の創出を目指します。

② 子どもも大人も気軽にスポーツを楽しめ、運動ができる状態

すべての村民が体に無理なく、気軽に運動を楽しめる環境が整備されている状態を 目指します。

(3)目標値

	基準値	令和 7	令和 8	令和 9	令和 10
	〔基準年〕	(2025)	(2026)	(2027)	(2028)
東秩父村スポーツ	223 人				
フェスティバルへ	(2024)	245 人	270 人	297 人	327 人
の参加人数	(2024)				
スポーツ体験教室	2 回	2 🗆	2 🗆	4 🗆	4 🗔
実施回数	(2023)	3 回	3 回	4 回	4 回

(4) 担当課

教育委員会

(5) 主要事業

事業名	担当課
スポーツフェスティバル	教育委員会
スポーツ団体への補助	教育委員会

計画名(担当課)	概要	根拠法令	計画期間
なし			

2 産業・交流分野



基本施策 2-(1) 商工業の振興



(1) 現状と課題

村の伝統産業である「手漉き和紙」については、東秩父村和紙の里を中心として観光業を含めた振興に努めていますが、村の経済基盤となるべき地場産業全体は減少傾向にあり、個々の事業者も小規模となっています。また、近年、近隣自治体に大手自動車工場が進出しましたが、本村には誘致できる条件が整っておらず企業誘致は進まない状況です。

さらに、村の商工業の要となるべき東秩父村商工会は、会員の高齢化などにより事業継続が難しく、事業の縮小をせざるを得ない状態となっているため、組織強化と経済力・情報発信能力を高めるなど、行政として連携し、事業の充実を図る必要があります。創業支援についても商工会や創業ベンチャー支援センター埼玉と連携し、創業窓口相談や創業セミナーを実施しています。

昨今、サテライトオフィスでの地方進出やテレワークなどの勤務形態が拡大されていることから、多様化する事業展開に対する検討が必要となっており、新規開業については毎年数件の相談が見受けられます。しかし、それらに対する支援や環境が整備されていないのが現状であり、今後は、多様化する事業展開に対応しつつ、新規開業者及び開業希望者に対しての支援充実を図る必要があります。

(2)目標

① 地場産業が活気ある状態

伝統産業である手漉き和紙産業のほか、地場産業者の事業継続を支援し、新規雇用者が増加する状態を目指します。また、商工会の会員数減少率を緩和し、活気ある状態の維持を目指します。

② 魅力ある新規開業ができる状態

田舎開業やサテライトオフィス、テレワークなど多様化する働き方に対応した場所 を確保、村で開業するメリットを提供するなど、商工会と連携し、新規参入しやすい 状態を目指します。

(3)目標値

	基準値	令和 7	令和 8	令和 9	令和 10
	〔基準年〕	(2025)	(2026)	(2027)	(2028)
商工会の事業所数 (会員数)	114 事業所 (2023)	113 事業所	112 事業所	111 事業所	110 事業所
新規開業者数 (累計)	5人 (2023)	7人	8人	9人	10 人

(4)担当課

産業観光課

(5) 主要事業

事業名	担当課
伝統地場産業継承支援	教育委員会 産業観光課
商工会経営推進	産業観光課

計画名(担当課)	概要	根拠法令	計画期間
認定創業支援等事業計画	東鉄業援のり談談業創修支業と図相相創る研な創備といるのは談業者業に援支対の者別る実体者別る実体者別る実体者別の者別る実体者の関がの者別のを選集はの対接続しを創まるとしまを援る、すの的、整出をは、するのは、	産業競争力強化法	平成 30(2018)年度 〜 令和 11(2030)年度 「12 か年」 ※令和 3 (2021)年 開始計画一部あり

基本施策 2- (2) 農林業の振興



(1) 現状と課題

【農業】

現在、村内において、農作物を販売して生計を立てている方は非常に少なくなっています。また、自家消費している農家も、高齢化や鳥獣の農作物被害による農業意欲の減退のため、継続が困難な状況となっています。

農業者の減少は遊休農地、荒廃農地の発生に繋がり、一度荒廃農地になると解消することはとても難しく、益々、村の農業環境の悪化を招いています。また、荒廃農地は鳥獣の温床となり、さらなる鳥獣被害によって農業者が離れるという負のスパイラルが生じている状態です。

鳥獣の被害低減に向けて有害鳥獣対策が必要不可欠な状態であるため、個々の田畑に対する支援として、「東秩父村鳥獣害防除対策事業補助金」を交付し農地を鳥獣被害から守る対策を実施しています。

鳥獣捕獲事業についても猟友会、周辺自治体と連携し後継者を育成していく必要があります。また、平成29年度より検討してきた解体処理施設の建設については、現状で捕獲頭数や人材確保等の問題があり、解体処理施設の在り方の見直しや近隣自治体との協力体制を含め、慎重に検討していくことが重要です。

また、村は中山間地に位置しており、大規模経営の農家には不適ですが、村民の力により、中山間地域農業として花卉やミカンなどが村に定着し、発展してきました。しかしながら、後継者不足などにより近年は停滞しており、村は令和3年度より「特産品振興による農地活用事業」を実施し、農業維持のため、遊休農地の発生及び防止に努めています。

【林業】

農業以上に林業を生業としている者は少ない状況ですが、需要はあるため、埼玉県中央部森林組合との協働により事業を実施しています。併せて、森林管理道の維持管理については、埼玉県や土木担当と連携し、森林環境譲与税も活用した事業展開の検討協議が必要です。

また、村内森林所有者に対する森林管理の意向調査を実施しており、令和7年度を もって調査が終了するため、今後の森林環境譲与税の使途について、村の効果的な森 林整備及び新庁舎建設等への森林(木材)活用等、しっかりとした計画のもと森林整 備事業を実施していくことが大切です。

(2)目標

① だれもが農業を楽しめる状態

有害鳥獣対策(電気柵設置補助等)を強化、週末農業や幅広い農業体験ができる、だれもが生き生きと農業を楽しめる状態を目指します。

② 中山間地域の強みを生かせる状態

農産物の大量生産は困難ですが、中山間地域の強みを生かし、既存農業の強化とさらなる展開ができる状態を目指します。

③ 新規就農者(後継者)が確保された状態

受け入れ体制を整備し、新規就農者を受け入れできる状態を目指します。

④ 安全な森林が保たれた状態

森林環境譲与税を効果的に活用し、順次適切な整備の実施を進め、安全な森林が保 たれた状態を目指します。

(3)目標値

	基準値	令和 7	令和 8	令和 9	令和 10
	〔基準年〕	(2025)	(2026)	(2027)	(2028)
ナ tb tb ※ハュチンキキュテスット	大型 278 頭 〔2023〕	300 頭	300 頭	300 頭	300 頭
有害鳥獣捕獲頭数	小型 396 頭 〔2023〕	400 頭	400 頭	400 頭	400 頭
鳥獣被害防除事業 補助金活用面積	6 a (2023)	6 a	6 a	6 a	6 a
特産品振興による 農地の活用(遊休 農地化予防面積)	44 a (2023)	46a	48a	50a	53a
新規就農者数 (累計)	0人 (2023)	1人	1人	1人	1人

(4)担当課

産業観光課 建設課

(5) 主要事業

事業名	担当課
中山間地域等直接支払事業	産業観光課
多面的機能支払交付金事業	産業観光課
有害鳥獣駆除対策	産業観光課
森林整備事業	産業観光課

計画名 (担当課)	概要	根拠法令	計画期間
地域農業経営基 盤強化促進計画 (地域計画) (産業観光課)	農業者や関係機関等の 話し合いにより策定され、将来の農地利用の 姿を明確化した設計図 で、概ね10年後を見 据え、誰がどのように 農地を使って地域農業 を進めていくのかを地 域ごとに話し合いまと めた計画	農業経営基盤強化促進法	令和 6(2024)年度 〜 令和 15(2033)年度 「10 か年」
東秩父村森林整備計画(産業観光課)	地域の実情に応じて地 域住民等の理解と協力 を得つつ、県や林業関 係者と一体となって関 連施策を講じることに より、適切な森林整備 を推進することを目的 とした計画	森林法	令和 5 (2023)年度 〜 令和 14(2032)年度 「10 か年」
東秩父村鳥獣被 害防止計画 (産業観光課)	農作物被害の現状や傾向から、被害防止対策を 実施し、目標値まで農作物被害軽減を目的とした計画	鳥獣による農林 水産業等に係る 被害の防止のた めの特別措置に 関する法律	令和 7(2025)年度 〜 令和 9 (2027)年度 「3か年」

基本施策 2-(3) 関係人口増加の推進



(1) 現状と課題

少子高齢化の進行に伴い、地域内での働き手や地域活動の担い手の確保が困難となっており、今後住民のみならず村外居住者の協力を得ていくことが不可欠です。協力を得るには、村を「知り」、「訪れ」、「関わる」のプロセスで進んでいきますが、村を知るきっかけや PR 方法に課題を抱えています。

現在、ユネスコ無形文化遺産における手漉き和紙産地との交流や比企・秩父地域、和光市・小川町・寄居町(1市2町1村)との連携、千葉県長生村との友好都市協定、武蔵野美術大学や城西大学との地域連携協定のもと、各種事業を展開していますが、今後もさらなる連携や事業展開が不可欠です。また、村に合宿所を構える「鬼太鼓座」との連携による国内外の公演を通じた、村の知名度を向上する取組も必要です。

関係人口増加には、さまざまな要素が複合的に交わることで得られる成果もあるため、庁内外のさまざまな分野での連携を強化し、関係人口の増加に向けた検討が求められます。

(2)目標

① 多くの方に村の存在や事業内容が周知されている状態

東秩父村の知名度向上のため、他市町村や「鬼太鼓座」などの民間団体、大学など 学校法人との連携により、施策の展開を図るとともに、村のファンを増やす取組を積 極的に実施し、ふるさと納税や地域活動への協力など、村外との交流にもつなげてい きます。

(3)目標値

	基準値	令和 7	令和 8	令和 9	令和 10
	〔基準年〕	(2025)	(2026)	(2027)	(2028)
ふるさと納税件数 (通常分)	209 件 〔2023〕	217 件	222 件	226 件	231 件
ふるさと納税件数 (企業版)	3件 (2023)	5 件	6 件	7 件	8件

(4) 担当課

企画財政課

(5) 主要事業

事業名(担当課)	担当課
ふるさと応援寄附金事業	企画財政課
企業版ふるさと納税寄附金事業	企画財政課

計画名(担当課)	概要	根拠法令	計画期間
なし			

基本施策 2-(4) 観光の振興



(1) 現状と課題

平成 26 (2014) 年度「和紙:日本の手漉和紙技術」がユネスコ無形文化遺産に登録されたことにより村に訪れる観光客が増加し、平成 28 (2016) 年に東秩父村和紙の里のリニューアルを実施しました。リニューアルを機に道の駅の登録を受け、以降、来客数は増加傾向にあります。

一方で、道の駅以外の各観光名所では、地域の高齢化などによる管理・事業継続の不安や、駐車場整備の問題が顕著となっており、地域と連携した施策を講じていく必要があります。また、ハイキング道や観光トイレの管理についても、老朽化による施設建て替えや案内看板の修繕などを随時実施するほか、それらの管理体制の見直しが必要な状態です。

観光 PR 事業については、各種観光パンフレット配布やイベント開催、出展などの事業を実施していますが、企画や情報における人材不足が顕著となっています。今後の事業展開のため、先を見据えた戦略的な計画実施が必要です。

また、イベントとしては、例年行事として村内各所の花のイベントに始まり、11月にはユネスコ無形文化遺産登録をきっかけにスタートした和紙フェスを実施しており、訪れる観光客にも定着しつつありますが、さらに多くの方にお越しいただくために、四季ごとのイベントも実施していく必要があります。

(2)目標

① 道の駅及び観光イベントの入込客数が増加した状態

魅力的な道の駅施設運営及びイベントを行うことにより、入込客数が増加した状態を目指します。

② 効果的な観光施設運営が図られた状態

必要箇所の計画的な改修や整備など効果的な管理運営の徹底により、観光施設の充 実が図られた状態を目指します。

③ 東秩父村の知名度がアップした状態

観光パンフレット配布や SNS 活用などによる、効果的な PR 活動を実施することで、東秩父村の知名度がアップした状態を目指します。

(3)目標値

	基準値	令和 7	令和 8	令和 9	令和 10
	〔基準年〕	(2025)	(2026)	(2027)	(2028)
道の駅入込客数	49.0 万人 〔2023〕	49.0 万人	50.0 万人	51.0 万人	52.0 万人
観光 SNS フォロワ 一数	4,967 人 〔2023〕	5,463 人	6,010 人	6,611 人	7,272 人

(4) 担当課

産業観光課

(5) 主要事業

事業名	担当課
観光振興対策	産業観光課
観光施設管理	産業観光課
観光協会組織強化	産業観光課
景観整備	産業観光課

計画名(担当課)	概要	根拠法令	計画期間
なし			

基本施策 2-(5) 和紙の里の振興



(1) 現状と課題

平成 28 (2016) 年にリニューアル工事を実施し、施設が道の駅になったことにより、和紙製造所(紙漉き体験や見学等)への入場者数も増加していますが、道の駅全体の来場者から見ると和紙製造所への入場者は、20~25%となっています。

東秩父村和紙の里を建設してから30年以上が経過し、施設の老朽化等による修繕工事実施の課題を整理・解決するにあたり、今後の道の駅の整備を周辺地域全体での課題として、令和3年度に住民懇談会を経て「道の駅和紙の里ひがしちちぶ周辺整備方針」をまとめました。それらの協議から課題整理し、道の駅来場者が、和紙製造所から日本庭園への周遊がしやすい仕組み作りと滞在しやすい道の駅とするため、令和6年度には道の駅浄化槽移設工事及び外構工事を行い、和紙製造所や日本庭園への導線確保を実施しました。

また、「手漉き和紙施設」として、予約システムや商品販売の多様化に対応したシステム導入の検討や、時代とニーズに合わせた新しいパターンの商品開発などを協議してきたが進められていない現状です。

魅力ある土産品を創出するほか、紙漉き以外の体験(そば・うどん打ち体験等)の 充実、紙漉き職人の後継者育成施設としての活用の充実が図れるよう、施設体制(人 的、予算的)を整備することも必要です。

来場者の増加により、施設全体管理体制の強化が求められ、景観の統一、イベントの調整、外部への営業活動などのマネジメント業を担う人材確保が急務となっており、 指定管理者制度の体制見直しが必要です。

(2)目標

① 和紙の里入場者数が増加した状態

関係する事業者と連携し、来場者の目線や目的に的確に対応し、すべての人に「また来たい」と思ってもらえる施設を目指します。古き良き懐かしい空間を維持するとともに、手漉き和紙体験を充実させることで「和紙」に興味を持ってもらい、その和紙を学習し習得でき、新しい発見ができる施設を目指します。

② 和紙の里製品の外部販売が増加した状態

和紙の里自家製品を営業などにより外部販売できるように努め、その販売店舗数を 増加させることを目指します。

(3)目標値

	基準値	令和 7	令和 8	令和 9	令和 10
	(2023)	(2025)	(2026)	(2027)	(2028)
和紙の里入場者数	10.6 万人 (2023)	11.0 万人	11.3 万人	11.6 万人	11.9 万人
和紙自家製品売上	9,713 千円	10,000	10,250	10,500	10,750
額	(2023)	千円	千円	千円	千円

(4) 担当課

産業観光課 企画財政課

(5) 主要事業

事業名	担当課
イベント企画、運営	産業観光課
和紙商品開発	産業観光課

計画名(担当課)	概要	根拠法令	計画期間
道の駅和紙の里ひがしちちぶ周辺整備方針	行政と地域が相互 に課題を図りなり れ目のなると解している。 等によりでは、 が発生がますると が深めたいとをを が深めたいとなる。 が深めたいとなる。 はいでは、 とっと。 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	なし	令和 3 (2021)年度 〜 令和 10(2028)年度 「8 か年」

3 防災・環境分野



基本施策 3-(1) 防災体制の充実



(1) 現状と課題

近年各地で地震、台風、河川の氾濫などの自然災害が多発しているほか、武力攻撃等の懸念が高まるなど、村民の生命・身体・財産に大きな影響を及ぼしかねないさまざまな危機事象が断続的に発生しています。このような予測が難しい危機に対応できるようにするためには、日頃から村民一人ひとりの意識を向上するとともに、災害などの危機に負けない村づくりを推進していく必要があります。

そのため災害時の活動体制について、「東秩父村地域防災計画」に基づいた体制づくりを進め、計画内容の広報・周知や計画に基づく防災訓練の実施とともに、避難者を受入れる避難所の備蓄の充実を進める必要があります。

村民一人ひとりによる「自助」、地域社会や自主防災組織などによる「共助」、行政による「公助」を適切に機能させることにより、地域の防災力を高め、安心・安全に暮らせる村づくりを実現することが必要です。

(2)目標

① 危機管理意識の高揚が図られている状態

自主防災組織の活動推進・防災訓練の実施など村民の危機管理意識の高揚に努め、 地域の防災、減災を確保し安心・安全な村づくりを目指します。

② 災害に対する備えができている状態

多岐にわたる災害の発生に備え、迅速かつ的確に対応するため防災体制、防災備蓄 の充実強化を目指します。

③ 危機管理体制が充実している状態

災害時に必要な防災情報が配信できるよう整備を図るとともに、地域防災計画・ハザードマップ等の見直しを行い、危機管理体制の充実を目指します。

(3)目標値

	基準値	令和 7	令和 8	令和 9	令和 10
	〔基準年〕	(2025)	(2026)	(2027)	(2028)
地区防災訓練参加	60 人	60 人	43 人	66 人	368 人
者数	(2023)	00 /	43 /	00 /	300 /

(4) 担当課

総務課

(5) 主要事業

事業名	担当課
防災情報配信システム整備・検討	総務課
防災訓練(自主防災組織・職員訓練)	総務課
地域防災対策(災害時避難行動要支援者、避難所設備)	総務課

計画名(担当課)	概要	根拠法令	計画期間
地域防災計画 (総務課)	住民の生命,財産 を災害から守るた めの対策を実施す る計画	災害対策基本法	平成 7(1995)年度 「毎年度見直し」
国民保護計画 (総務課)	国民の保護のため の措置を行う実施 体制等を定めたも の	国民保護法	平成 19(2007)年度 「毎年度見直し」)
業務継続計画(地 震編)(総務課)	非常時優先業務の 選定及び必要な資 源に係る計画	なし	平成 30(2018)年度 「毎年度見直し」
災害時受援計画 (総務課)	外部との人的及び 物的支援の受入れ 及び応援に係る計 画	なし	平成 29(2017)年度 「毎年度見直し」
国土強靭化計画 (総務課)	大規模自然災害等 に備えるた滅災とい 前防災・減災とに 速な復旧 復興に 資する施策を定め たもの	国土強靱化基本法	令和 4(2022)年度 「毎年度見直し」

基本施策 3-(2) 公共交通の維持確保



(1) 現状と課題

人口減少や少子高齢化、全国的に問題となっている運転士不足などを理由に公共交通を取り巻く状況は厳しさを増しています。本村では今後高齢化が更に進行する中、将来の公共交通の縮小やサービス水準の低下により、地域公共交通による円滑な移動が確保できなくなることが懸念されています。

村づくりの計画(総合振興計画)に関する意識調査において、生活上の課題や充実すべきサービスに対する回答として「移動や交通に関すること」と回答している方が約半数であった状況を踏まえても、今後も住民ニーズを反映した公共交通の維持確保を図ることが求められています。また、運転免許証の返納増加が想定され高齢者の足の確保も重要となる一方、近年の物価や燃料費の高騰に伴い、歳入増加の確保のため来訪者の公共交通による利用促進も進めていく必要があります。

(2)目標

① 路線バスやふれあいやまびこ会が維持されている状態

人口や乗降客数の減少により公共交通の維持はますます厳しくなる状況ですが、利用者ニーズを可能な限り考慮し村民の皆様の移動手段の確保に努めます。

② 利便性の促進が図られている状態

鉄道ダイヤとの適切な接続時間の確保やふれあいやまびこ会との連携強化により、 利便性の向上に努めます。

(3)目標値

	基準値	令和 7	令和 8	令和 9	令和 10
	〔基準年〕	(2025)	(2026)	(2027)	(2028)
路線バス利用者数	61,935 人 (2023)	72,567 人	71,173 人	69,807 人	68,466 人
ふれあいやまびこ 会利用者数(公共交 通空白地有償運送)	1,950 人 〔2023〕	1,989 人	2,029 人	2069 人	2,111 人

(4) 担当課

企画財政課

(5) 主要事業

事業名	担当課
公共交通対策事業	企画財政課

計画名(担当課)	概要	根拠法令	計画期間
東秩父村地域公共 交通計画 (企画財政課)	地域にとって望ま しい公共交通網の 姿を明らかにする マスタープラン	地域公共交通活性 化再生法	令和 3(2021)年度 ~ 令和 10(2028)年度 「8 か年」

基本施策 3- (3) 道路網の維持・管理





(1) 現状と課題

整備済みの道路において、経年劣化等により路面の補修を要する箇所が多く発生するとともに、橋梁に関しても、年々老朽化が進んでいる状況です。橋梁に関しては、保守点検を定期的に行うなど、それぞれ補修を要する箇所において、緊急性の高い箇所から維持修繕を行っている状況です。

幹線道路周辺の整備については、歩行者の安全確保に留意した整備や雨水による舗装・路盤劣化防止のため、側溝流入の確保などについても、検討を進める必要があります。老朽化が進む橋梁の安全性の確保と維持管理・改修費用の抑制のため、計画的かつ予防的な対応が求められています。

(2) 目標

① 災害や大雨時の道路冠水がなく、浸水被害を抑えられる状態

大雨時の道路冠水、宅地などへの浸水被害を抑制するため、側溝などの雨水排水施設の整備を進めます。

② 安心・安全な村道が維持管理されている状態

村民の日常生活に直結する既存村道について、舗装修繕や排水施設等の機能改善など、快適で安全な舗装道路を確保するための維持管理を推進します。

③ 利用頻度にあわせた人道橋が管理されている状態

人道橋の老朽化対策ついて、村民の日常生活に直結し得ないものについては、撤去・ 廃止を含め検討します。また、適切な維持管理のために、通常点検・定期点検・異常 時点検を行い最適な修繕を実施します。

(3)目標値

	基準値	令和 7	令和 8	令和 9	令和 10
	〔基準年〕	(2025)	(2026)	(2027)	(2028)
人道橋維持管理数	40 橋 〔2024〕	40 橋	39 橋	39 橋	38 橋

(4) 担当課

建設課

(5)主要事業

事業名	担当課	
道路構造物の長寿命化	建設課	
通学路の交通安全対策(村道1-1号線歩道整備事業)	建設課	

計画名(担当課)	概要	根拠法令	計画期間
橋梁長寿命化修繕 計画(建設課)	村が管理する 108 橋すべてを計画対象とし、長寿命化を行うことにより維持管理に係る費用の縮減と費用の平準化を図る目的で策定したもの	道路法施行令第 35条の2第2項	令和 4(2022)年度 〜 令和 13(2031)年度 「10 か年」

基本施策 3-(4) 環境保全の推進



(1) 現状と課題

ごみの減量化については、1人1日当たりのごみ排出量は減少傾向となっています。 燃えるゴミのメタン発酵処理移行により、分別への理解が浸透したこと等が寄与した と考えられます。今後、さらなるごみの減量化を目指すには、分別や資源化の周知の 他、ごみ減量化につながる事業実施等を検討する必要があります。

不法投棄物対策としては、不法投棄監視員を2名委嘱し、月2回の監視パトロールを実施しているほか、村内11か所に防犯カメラを設置しましたが、不法投棄は後を 絶たずさらなる対策が必要な状態です。

水質の保全については、現状では良好な水質を維持しており、合併処理浄化槽設置割合も増加していますが、さらなる水質向上のため、合併処理浄化槽転換の推進等を継続していく必要があります。

また、ゼロカーボンシティ宣言都市として、国が掲げる 2050 年度の脱炭素社会実現のため、地球温暖化対策実行計画を策定し、温室効果ガスの削減に努めます。

(2)目標

① ごみの減量対策が進んだ状態

ごみの減量化、再資源化に努め、循環型社会に適応した地域を目指します。

② 河川水質を良好な状態で維持した状態

合併処理浄化槽普及率を向上させることで、一級河川槻川の水質を良好な状態で維持し、こどもたちの遊び場となる水辺環境の保全を図ります。

(3)目標値

	基準値	令和 7	令和 8	令和 9	令和 10
	〔基準年〕	(2025)	(2026)	(2027)	(2028)
1人1日当たりの ごみ排出量(g/日)	371 g	380 g	360 g	340 g	320 g
	(2023)				
一級河川槻川の水 質維持(BOD)	0.6 mg/L (2023)	1.0 mg/L	1.0 mg/L	1.0 mg/L	1.0 mg/L
村が実施する事務・事 業の CO2 排出量 (kg-CO2)	334,253 kg-CO2 (2023)	315,181 kg-CO2	305,645 kg-CO2	296,109 kg-CO2	286,573 kg-CO2

(4) 担当課

保健衛生課

(5) 主要事業

事業名	担当課
不法投棄対策	保健衛生課
環境美化活動の推進	保健衛生課

計画名(担当課)	概要	根拠法令	計画期間
生活排水処理基本計画(保健衛生課)	令和7(2025)年 度までに県内人口 100%の生活排水 を適正に処理する ための計画	水質汚濁防止法	平成 27(2015)年度 〜 令和 7(2025)年度 「11 か年」
災害廃棄物処理計 画(保健衛生課)	「東秩父村地域防災計画」を補完し、想定される災害に対する事前の体制整備を中心とし、災害廃棄物の円滑な処理を促進するための計画	災害対策基本法 大規模地震対策特 別措置法	平成 30(2018)年度 「毎年度見直し」
地球温暖化対策実 行計画(事務事業 編)	村が実施している 事務および事業に 関し、温室効果ガス排出量の削減の ための措置に関する計画を策定し、 地球温暖化対策を 推進する。	地球温暖化対策の推進に関する法律	令和 7(2025)年度 〜 令和 12(2030)年度 「6 か年」

基本施策 3- (5) 合併処理浄化槽設置の促進



(1) 現状と課題

平成 15 (2003) 年から村が設置する合併処理浄化槽設置管理事業を開始し、令和 5 年度末現在 363 基 (公共施設含む) の設置に至っています。事業導入当初は年間 40 基以上の設置をしていましたが、年々減少傾向にあります。さらに今後は人口減少や高齢化が進み、それに伴い設置数減少も予想されます。

また、本事業は公営企業会計により運用しておりますが、令和5年度決算では、一般会計からの他会計補助金が歳入全体(収益的収入及び資本的収入の合計)の約50%なっており、一般会計への依存が表れているため歳出削減と歳入確保が急務です。

このような厳しい状況下で国庫助成金の補助率を一定にし歳入の安定を図るため、 令和6年度に条例改正を行い、転換事業に限定しました。また、普及率を上げるため、 同条例改正により、人槽緩和と配管補助の増額を実施しております。

一方で、浄化槽の経年劣化等による修繕費の増大の抑制や長寿命化の検討が不可欠です。

従って合併処理浄化槽の使用料の見直しや、工事費の削減が見込まれるコンパクト 浄化槽の導入検討といった計画の改定も必要であると言えます。

(2)目標

① 浄化槽設置事業への理解と協力が得られている状態

令和5年度の合併処理浄化槽の普及率は、公共浄化槽が37.8%・個人設置型が19.5%で、合わせて57.3%となっております。今後とも普及率向上が図れる取組を検討し、実行します。

また、公営企業会計の移行により経営状態を把握することで、令和 17 (2035) 年度に耐用年数を迎える当該事業開始時の浄化槽更新需要への備えや使用料等の見直しを行い、管理方法の適正化及び効率化を目指します。

(3)目標値

	基準値	令和 7	令和 8	令和 9	令和 10
	〔基準年〕	(2025)	(2026)	(2027)	(2028)
公共浄化槽普及率	37.8% (2023)	41.8%	43.8%	45.8%	47.8%
個人設置型 合併浄化槽普及率	19.5% (2023)	19.9%	21.1%	21.3%	21.5%
合計普及率	57.3% (2023)	61.7%	64.9%	67.1%	69.3%
経費回収率	53.1% (2023)	60.0%	60.0%	73.0%	75.0%

(4)担当課

建設課、保健衛生課

(5) 主要事業

事業名	担当課
公共浄化槽の整備、管理	建設課

計画名(担当課)	概要	根拠法令	計画期間
生活排水処理基本計画 (保健衛生課)	令和7 (2025) 年度までに 県内人口 100%の生活排水 を適正に処理するための 計画。	水質汚濁防止法	平成 27(2015)年度 〜 「適宜見直し」
東秩父村合併処 理浄化槽設置管 理事業経営戦略 (建設課)	下水道施設・設備の投資見 通しである「投資試算」と支 出の財源見通しである「財 政試算」を均衡させた「投 資・財政計画(収支計画)」 に沿って、経営基盤の強化 と財政マネジメントの向上 に取り組むもの	循環型社会 形成推進基 本法	令和 3 (2021) 年度 〜 令和 12(2030)年度 「10 か年」

基本施策 3-(6) 簡易水道の維持管理



(1) 現状と課題

水道事業は、原則、独立採算制を採用し、水道料金収入で運営することになっていますが、人口減少に伴い給水量が減少することで、収益も比例して減少しています。そのため水道事業の経営状況は厳しく一般会計からの他会計補助金がなければ成り立たない状況となっています。令和5年度決算では、一般会計からの他会計補助金が歳入全体(収益的収入及び資本的収入の合計)の約40%となっており、一般会計への依存が表れているため歳出削減と歳入確保が急務です。経営状況の悪化により、施設の更新など必要な投資が行えず、老朽化がさらに進行し、漏水等の事故が増加することで有収率が低下し、安定した給水が懸念されます。今後の課題として、人口減少及び節水思考の高まりなどから給水収益の増加が見込めず、水道料金の改定や企業債の新規借入等の計画的な資金調達を行う必要があります。さらに、老朽化した水道施設及び管路の更新を進めるに当たっては、施設の統合や廃止等を踏まえ、過剰な能力を持つ施設から効率的な施設への再構築が必要です。

なお、令和5年度に東秩父村簡易水道事業整備計画、令和6年度に東秩父村簡易水 道事業経営戦略について、計画の実施状況や社会情勢の変化等を踏まえた事業の見直 しを実施しています。今後は、本計画に基づいた施設整備及び適正な事業運営を行っ ていきます。

(2)目標

① 安定した給水ができている状態

老朽化した管路の更新を計画的に行い、漏水対策をすることで有収率の向上を図り、 安定した給水を維持します。

なお、類似団体の有収率平均が70.85%であるため、それを上回ることを目指します。

(3)目標値

	基準値	令和 7	令和 8	令和 9	令和 10
	〔基準年〕	(2025)	(2026)	(2027)	(2028)
有収率**	76.9% (2022)	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%
経費回収率	43.3% (2023)	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%

※浄水場から供給した配水量のうち、水道料金の徴収対象となった水量の割合を示す数値

(4) 担当課

建設課

(5) 主要事業

事業名	担当課
老朽管改良工事	建設課
白石浄水場更新工事	建設課
帯沢浄水場改良工事	建設課

計画名(担当課)	概要	根拠法令	計画期間
水道基本計画(建設課)	人口減少や社会情勢の変化に伴う水需要の減化にはかしたがでいたがでいたがでいた。 素要の減化にかけるがでいますができますができますができませい。 はまないではいいではいるができませい。 であるができまりができませい。 はいいではいるができません。 はいいではいるができません。 はいいではいるができません。 はいいではいるができません。 はいいではいるができません。 はいいではいるができません。 はいいではいるができません。 はいいではいるができません。 はいいではいるができません。 はいいではいるができません。 はいいではいるができません。 はいいではいるができません。 はいいではいるができません。 はいいではいるができません。 はいいではいるができません。 はいいではいるができません。 はいいではいるができません。 はいいではいるができません。 はいいではいるがはいるができません。 はいいではいるができません。 はいいではいるがはいるができません。 はいいではいるがはいるがはいるがはいるができません。 はいいではいるがはいるがはいるがはいるがはいるがはいるがはいるがはいるがはいるがはいるが	平成 26 (2014) 年 3 月 19 日付け 健水発 0319 第 4 号厚生労働省健康 局水道課長	令和元(2019)年度 〜 令和10(2028)年度 「10か年」
水道ビジョン(建設課)	「大切な水をお客様のもとへ〈持続・安全・強靭〉」を理想に掲げ、50年先の水道の将来像を見据えて、計画的な方策や体制を明示したもの	平成 26 (2014) 年 3 月 19 日付け 健水発 0319 第 4 号厚生労働省健康 局水道課長	令和元(2019)年度 〜 令和10(2028)年度 「10か年」

経営戦略(建設課)	将来にわたって安 定期的に事業を継 続していくための 中長期的な経営の 基本計画	平成 28 (2016) 年 1 月 26 日付け 総財公第 10 号・ 総財営第 2 号・総 財準第 4 号 総務 省自治財政局公営 企業課長、公営企 業経営室長、準公 営企業室長通知	令和元(2019)年度 〜 令和10(2028)年度 「10か年」
-----------	--	---	--

基本施策 3-(7) 移住定住施策の推進



(1) 現状と課題

全国的に問題となっている空き家の増加は、災害時などにおける二次被害や防災・衛生・景観など地域住民の生活環境に悪影響を及ぼす恐れがあります。少子高齢化と人口減少により、今後も空き家の増加は継続すると予測されており、空き家の活用や適正管理がこれまで以上に求められることから、官民連携による体制構築が不可欠とされています。また、近年はリモートワークの普及や働き方改革の推進に伴い、地方移住への関心が高まっていますが、移住にあたっては、主に仕事・住居・受け入れ体制が重要視されています。

本村では、移住定住の促進を目的として、築80年の古民家を改装して造られた「移住体験施設 MuLife」の運用をしており、村での生活を体験しながら、村の雰囲気や魅力を感じてもらう取組のほか、空き家バンク制度を導入しています。しかしながら、登録物件が非常に少なく、利用登録をいただいている移住希望者に対し紹介ができていないのが現状です。物件登録が進まない要因として、所有者から相談される多くが問題(未登記、要農地転用、未接道等)を抱えており、解決するまでに期間と費用を要することがあげられます。そのような状況を改善するべく、「空き家バンク登録奨励金」をはじめとした各種補助金による負担軽減や連携協定による相談窓口強化を実施してきましたが、村内外の空き家所有者の申請等が必要なため、空き家問題について関心を持っていただくための取組が必要です。

また、本村の社会減の要因として、就職及び結婚等を契機とする若年世代の転出があげられます。課題への取組の一つとして、若者世代の定住及び U ターン転入の促進、子育てや介護等の共助を推進することを目的とした「東秩父村親元同居近居住宅支援補助金制度」を新たに創設し、令和7年より運用開始しています。地方移住を検討している方々から、1人でも多くの方に東秩父村での生活を選択していただけるような施策を展開できるかが課題です。

(2)目標

① 移住希望者に物件を紹介できる状態

移住希望者の要望に応じた、移住の受け皿となる居住場所の積極的な確保対策を進めます。相談者への助言のほか、村内外の空き家所有者への周知・啓発により、村内に存する空き家の利活用促進を図ります。

(3)目標値

	基準値	令和 7	令和 8	令和 9	令和 10
	〔基準年〕	(2025)	(2026)	(2027)	(2028)
移住希望者に提供 できる物件数 (累計)	1件 (2023)	2件	3件	4 件	5件

(4)担当課

企画財政課

(5) 主要事業

事業名	担当課
移住体験施設管理運営事業	企画財政課
移住定住・空き家推進事業	企画財政課

計画名(担当課)	概要	根拠法令	計画期間
東秩父村空家等対 策計画 (企画財政課)	空家等に関する対 策を総合的かつ計 画的に実施するた めの計画	空家等対策の推進 に関する特別措置 法	令和 7 (2024) 年度 ~ 令和 11(2029)年度 「5 か年」

基本施策 3-(8) 村営住宅の維持・管理



(1) 現状と課題

村営住宅の現状については、村内に 4 か所 35 戸を整備しています。そのうち災害時等の緊急的及び一時的入居のため 2 戸を確保しているものと老朽化により 1 戸が入居不能となり、計 3 戸を運用せず空き住宅としています。また、村営御堂住宅(5 戸)については、令和 7 年度中の用途廃止を検討しており、入居者の希望により他村営住宅への転居を進めているところです。したがって運用可能な村営住宅は 27 戸となります。しかしながら、運用可能な 27 戸すべてに入居もしくは転居予定とされているため入居率は 100%としています。

また、築年数の経過により、全体的に住宅の老朽化に伴う居住性の低下が課題となっています。今後、予防保全的な維持管理や修繕費用の増加を抑制できるような費用対効果の高い対策を行い、老朽化や社会情勢の変化に応じた公営住宅の運用や管理戸数等を再検討する必要があります。

(2)目標

① 安心・安全な村営住宅環境が保たれている状態

建設年度が古い住宅が多いため、「東秩父村個別施設計画」に基づき現在の状況にあった整備を検討し、入居が可能な住宅については入居者の安全性及び居住性の向上並びに施設の長寿命化を図ります。

(3)目標値

	基準値	令和 7	令和 8	令和 9	令和 10
	〔基準年〕	(2025)	(2026)	(2027)	(2028)
村営住宅入居率	100% (2024)	100%	100%	100%	100%

(4)担当課

建設課

(5) 主要事業

事業名	担当課
村営住宅管理	建設課

計画名(担当課)	概要	根拠法令	計画期間
東秩父村公共施設 個別施設計画 (総務課)	東秩父村公共施設 等総合管理計画に 基づき、個別施設 ごとの具体的な対 応方針を示すもの	インフラ長寿命化 基本計画	令和 3(2021)年度 ~ 令和 30(2048)年 度「28 か年」

基本施策 3-(9) 国土調査の推進





(1) 現状と課題

平成 26 (2014) 年度に地籍調査事業計画を策定し、平成 28 (2016) 年度から事業 を実施しています。近年、国の財政事情が厳しい中、補助金については要望に対し全額の確保はされていない状況です。

筆界の確認については、人証や物証に基づき確認することが重要ですが、相続されていない土地や土地所有者の転出等により、資料収集に不測の日数を要しています。また、山林の荒廃も進んでおり、年々筆界が不明瞭化し、事前調査の進捗にも影響を及ぼしています。

地籍調査は長期間を要する事業ですが、土地は多岐にわたり村づくりの基礎となる ものであり、今後とも計画的に事業を推進し、早期完了に努め、その成果を多様な分 野で活用していく必要があります。

(2)目標

① 計画的な工程管理がなされている状態

地籍調査を実施するための人員確保や専門的な知識を補うため、2項委託*で事業を実施しており、32年間での事業完了を目標とした地籍調査事業計画により計画的な事業実施を目指します。

※国土調査法第10条第2項の規定に基づき、国土交通省令で定める要件に該当する法人に対して、地籍調査で実施する作業について工程管理や検査等を含めて一括して委託し、受託した法人が主体的に調査を実施するもの。

(3)目標値

	基準値	令和 7	令和 8	令和 9	令和 10
	(基準年)	(2025)	(2026)	(2027)	(2028)
調査進捗率 (累計)	25.29% (2024)	28.11%	31.18%	33.55%	35.67%

(4) 担当課

建設課

(5) 主要事業

事業名	担当課	
地籍調査	建設課	

計画名(担当課)	概要	根拠法令	計画期間
地籍調査事業計画(建設課)	地区選定、実施年 度予定を立てたも の	国土調査法	平成 28(2014)年度 〜 令和 29(2047)年度 「32 か年」

4 教育・文化分野



基本施策 4-(1) 教育環境の整備



(1)現状と課題

学校施設の整備については、槻川小学校は、昭和57年の竣工から42年、東秩父中学校は、昭和50年の竣工から49年を経過し、著しく老朽化が進行しています。また、児童生徒数の減少がさらに進むことが予想され、小中学校の施設改修や統合も視野に入れ、今後も継続して安心・安全な教育環境整備の検討が必要です。

現在、保護者の経済的な負担の軽減を図るため、令和元年から給食費の完全無償化や小中学校の卒業アルバム費の全額補助、中学校の修学旅行費の一部補助に取り組んでいます。今後はさらに、家庭の状況やこどもの状態を見ながら、経済的な心配をすることなく、こどもが安心して通学し、学ぶことのできる教育環境の構築が必要です。また、小中学校における通学路の安全確保については、スクールガードが下校時に見守り活動を行っていますが、担い手の人材確保が課題となっています。児童生徒の登下校時等の安全を確保するために、家庭・地域と連携した防犯・安全体制を維持することが必要です。

(2)目標

① 児童生徒が安全かつ意欲的に学習できる教育環境が整備された状態

施設の老朽化への対策として、小中学校の各種改修・補修を予防的かつ計画的に実施し、児童生徒が安全に学習できる教育環境が整備された状態を目指します。

② 小中学校適正配置の検討を行い、特色ある教育を提供する状態

少子化に伴う学校の小規模化がさらに予想される中、将来にわたってこどもが「生きる力」を培うことができる学校教育を保障する観点から、小中学校施設型一貫校を 見据えた適正配置のあり方について検討し、特色ある学校教育の推進を図ります。

③ 保護者が経済的な負担を感じることなくこどもを学校へ通わせられる状態

保護者の経済的負担を軽減し、学校にかかる費用などの心配をすることなく通学で きる状態を目指します。

④ 児童生徒の安全体制が確保された状態

大河原駐在所及び槻川駐在所と連携し、見守り活動等を行うスクールガードを適正 に配置し、児童生徒の安全体制が継続して確保された状態を目指します。また、学校・ 家庭・地域において情報の共有化を図ります。

(3)目標値

	基準値	令和 7	令和 8	令和 9	令和 10
	〔基準年〕	(2025)	(2026)	(2027)	(2028)
学校生活に対する	88.8%	90.0%	90.0%	90.0%	90.0%
満足度	(2023)	以上	以上	以上	以上

【学校評価アンケート】対象:小中学校児童生徒および保護者

※「よくあてはまる」「だいたいあてはまる」と答えた児童生徒・保護者の割合

(4) 担当課

教育委員会

(5) 主要事業

事業名	担当課
小中学校施設等整備	教育委員会
小中学校適正配置検討	教育委員会
学校給食無償化	教育委員会

計画名(担当課)	概要	根拠法令	計画期間
	村の実情に即した教		
	育の理念や方針を基		
	に、学校教育や生涯		
	学習、スポーツや文		令和 7 (2025) 年度
東秩父村教育振興	化の振興、伝統文化	教育基本法第 17	~
基本計画	の継承、社会教育施	条第2項	令和 10(2028)年度
	設について、本村の		「4 か年」
	教育振興のための施		
	策に関する基本的な		
	事項をまとめた計画		

基本施策 4-(2) 生きる力を伸ばす教育の推進



(1) 現状と課題

【教育内容】

教科支援員等を配置し、児童生徒一人ひとりに対するきめ細やかな教育を実践していますが、担い手の人材確保が問題となっています。一人ひとりに対するきめ細やかな教育を維持するためには、教科支援員等の配置を維持することが必要です。また、整備が完了した児童生徒一人1台のPC端末を活用するために指導力の向上が重要です。今後は、一人1台のPC端末のメリットである、一人ひとりの特性や学習進度、学習到達度に合わせて学べるという点を生かし、主体的に学ぶ姿勢を醸成していく必要があります。

【外国語教育】

外国語指導助手(ALT)を小中学校へ配置し、国際理解教育及び英語教育の充実を 図っています。

【特別支援教育】

小中学校に特別支援学級を設置し、児童生徒一人ひとりに対応したきめ細やかな支援を行っています。特別支援教育を担当する教員の指導力の向上が課題です。

【教育相談体制】

いじめや不登校等の生徒指導上の課題を解決するために、小中学校にスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー及びさわやか相談員を配置し、迅速に対応できる体制を整備しています。

(2)目標

① 児童生徒一人ひとりの学習意欲等が高まっている状態

学習内容の定着を図るため、児童生徒一人ひとりの興味・関心を引き出し、学習意欲等を高め、主体的に学習に取り組む態度が向上している状態を目指します。そのために教科支援員等を適正に配置し、一人ひとりの理解度に応じた教育指導の充実を図ります。また、良質なデジタルコンテンツの活用を図ります。

② 質の高い外国語指導助手を配置し、効果的な学習指導が行われている状態

国際理解教育及び英語教育の充実を図るため、外国語指導助手(ALT)を小中学校へ配置し、効果的な活用を図ります。

③ 自立と社会参加を目指すための適切な支援が行われている状態

必要に応じて特別支援学級を設置し、在籍する児童生徒一人ひとりのニーズに応じた適切な支援を行い、合理的配慮がなされている状態を目指します。

④ 心理と福祉に関する支援を行い、児童生徒が抱える問題が解消した状態

児童生徒の心理及び福祉に関する支援を行い、教育相談体制の充実を図り、小中学校にスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー及びさわやか相談員を適正 に配置し、効果的な活用を図ります。

(3)目標値

	基準値	令和 7	令和 8	令和 9	令和 10
	〔基準年〕	(2025)	(2026)	(2027)	(2028)
学習に対する	92.8%	95.0%	95.0%	95.0%	95.0%
満足度	(2023)	以上	以上	以上	以上
一人1台端末の積 極的活用	51% (2023)	55%	60%	65%	70%

【学校評価アンケート】対象:小中学校児童生徒および保護者

※学習に対する満足度:「よくあてはまる」「だいたいあてはまる」と答えた児童生徒・保護者の割合

【全国学力·学習状況調査】対象:小学校6年生/中学校3年生

※一人1台端末の積極的活用:「ほぼ毎日」「週3回以上」と答えた児童生徒の割合

(4)担当課

教育委員会

(5) 主要事業

事業名	担当課
教科支援員配置	教育委員会
教育相談体制整備	教育委員会

計画名(担当課)	概要	根拠法令	計画期間
なし			

基本施策 4-(3) 生涯学習の推進



(1) 現状と課題

実務や専門的知識を身につける各種講座・教室等を開催していますが、村民のニーズを適切に把握し、事業の拡充を図る必要があるとともに、幅広い年齢層の参加の促進が課題に挙げられます。また、活動支援の充実と指導者の育成については、公民館講座等からサークル活動へとスムーズに移行できるよう、人気のある講座は複数回実施したり、参加者にふるさと館の貸出し案内をするなど工夫していきます。

(2)目標

① より多くの村民が学習活動や地域活動等に参加し、達成感や喜びを感じる状態

村民のニーズを踏まえた幅広い分野と専門的な内容の公民館講座や教室等を開催し、成果を発表する機会の提供により、生涯学習の推進を図ります。併せて地域の人材を活用し、指導者の育成を目指します。また、情報発信方法を改善し、参加者の増加を目指します。

(3)目標値

	基準値	令和 7	令和 8	令和 9	令和 10
	〔基準年〕	(2025)	(2026)	(2027)	(2028)
公民館講座の	67 人/年	74 人/年	81 人/年	89 人/年	98 人/年
受講者数	(2023)	74 八/ 十	01 八/ 十	09 八/ +-	30 <u>/</u> / +

(4) 担当課

教育委員会

(5) 主要事業

事業名	担当課	
公民館講座	教育委員会	

計画名(担当課)	概要	根拠法令	計画期間
東秩父村教育振興基本計画	村の実情に即した 教育の理学校、 学習、 一ツ、伝統教、のの を生涯や文文文教、のの が、社での が、社での が、ないのの が、まい が、まい が、まい が、まい が、まい が、まい が、まい が、まい	教育基本法第 17 条第2項	令和 7 (2025) 年度 〜 令和 10(2028)年度 「4 か年」

基本施策 4-(4) 文化の創造と醸成



(1) 現状と課題

【文化財】

村指定文化財について、現在 70 件を有していますが、老朽化が進行しているもの もあり、今後の保存・管理体制の構築が課題であるとともに、未指定文化財の調査に より、村指定文化財の追加指定を検討していく必要があります。

また、獅子舞、神楽、神送り等の地域に根差した郷土芸能や年中行事を継承している保持団体に対して活動費の補助を行い、保護、育成を図っていますが、少子高齢化による後継者不足により、継承が困難な状況にあります。

【ふるさと文化伝習館】

定期的な展示替えや比企地区文化財振興協議会の巡回文化財展を毎年度実施しています。また、和紙の里文化フェスティバル及び和紙フェスにおいては、細川紙に関する展示を行っています。「和紙:日本の手漉和紙技術」がユネスコ無形文化遺産に登録されたこともあり、来館者は増加しています。

【文化活動】

各種団体が地域の特性や趣味趣向を生かした文化活動を活性化するため、上記イベント等での発表や和紙の里創作美術展を行っていますが、参加者が固定化の傾向にあるため、周知方法等の検討が必要です。

(2)目標

① 文化財や伝統文化等が保護・保存・継承された状態

村民の郷土愛を醸成するため、文化財や郷土芸能等が身近にある貴重な宝として理解されるよう、将来にわたって保護、保存及び継承活動が実施される体制を目指します。また、村指定文化財等の標柱及び案内板の設置、補修等を行い、文化財の存在や価値をわかりやすく伝え、文化財に対する保護意識の向上を目指します。

② 「ふるさと文化伝習館」が活用され、村民が文化財に親しめる状態

細川紙をはじめとした展示を行い、展示内容の充実及び変更を図るとともに、郷土 資料の収集、整理及び活用を推進し、来館者の増加を目指します。

③ 文化・芸術に関心を持ち、各種公演や展示会等に積極的に参加する状態

情報発信方法を改善し、より多くの方の参加を促し、和紙の里文化フェスティバル への参加及び和紙の里創作美術展の出品数の増加を目指します。

(3)目標値

	基準値	令和 7	令和 8	令和 9	令和 10
	〔基準年〕	(2025)	(2026)	(2027)	(2028)
村指定の新規文化財	1件	1件	1件	1件	1件
登録数	(2022)	1 1	1 1+	1 1	1 1
ふるさと文化伝習館	25,265 人	27,792 人	30,571 人	33,628 人	36,990 人
の来館者数	(2023)	21,132 /	30,371 /	33,020 /	30,990 /
「和紙の里創作美術	82 点	86 点	90 点	95 点	100 点
展」出品数(累計)	(2023)	₩ 00 ///	30 M	33 M	100 M

(4) 担当課

教育委員会 総務課

(5) 主要事業

事業名	担当課
文化財標柱修繕工事	教育委員会
和紙の里創作美術展	教育委員会

計画名(担当課)	概要	根拠法令	計画期間
なし			

基本施策 4-(5) 細川紙技術者の育成



(1) 現状と課題

現在、東秩父村在住の細川紙技術者協会正会員はおらず、後継者の育成が急務となっています。

東秩父村で培われてきた手漉き和紙技術を継承し、細川紙技術者の後継者を育成・支援するため、平成29年度より3年間、細川紙・大河原和紙技術者研修生支援事業(以下「支援事業」という。)を実施しました。2名の研修生が、3年間の研修で紙漉きの基礎技術を学び、研修修了後には細川紙技術者協会へ研修員として任用されるとともに、本村に移住し、技術向上に励んでいます。また、令和5年度からは、小川町と共同で手漉き和紙後継者育成事業を実施し、現在3名の研修生が参加しています。令和2年度からは、2名の研修修了者に対し、細川紙技術者協会正会員となること及びさらなる技術向上を目指し、本村の伝統的な手漉き和紙技術である細川紙技術者の継承者育成を目的とした細川紙・大河原和紙技術者研究生支援事業を展開し、助成金を交付しています。

今後も細川紙技術者の育成を推進するため、顕在化している課題2点、①工房所有をサポートするための施策検討、②村の研究生となりうる人材の引き入れ先として住居の確保に取り組む必要があります。村在住の「正会員3名」を目指すためにも、早期に課題解決を図っていく必要があります。

(2)目標

① 継続的に細川紙の後継者が育成できる環境が構築された状態

指導者の確保に取り組むとともに、施設の整備等により、次期研修生を育成できる 環境が構築された状態を目指します。

② 細川紙技術者協会正会員に早期任用となる環境が整備された状態

細川紙技術者協会及び関係機関と連携し、支援事業修了者が協会へ速やかに任用され、早期に正会員となる環境が整備された状態を目指します。そのために、工房を所有するための資金的サポートの改善や、村施設の一部貸し出しをする案など、研究生のニーズを把握しながら最適となる施策を検討していきます。

(3)目標値

	基準値	令和 7	令和 8	令和 9	令和 10
	〔基準年〕	(2025)	(2026)	(2027)	(2028)
細川紙・大河原和紙					
技術者研修生支援	2 人	2 1	2 1	2 1	2 1
事業の研究生数	(2023)	2人	3人	3人	3人
(累計)					

(4)担当課

教育委員会 産業観光課

(5) 主要事業

事業名	担当課
細川紙・大河原和紙技術者研修生、研究生支援事業	教育委員会
和紙製品の開発検討	産業観光課

計画名(担当課)	概要	根拠法令	計画期間
なし			

5 計画の実現に向けて



基本施策 5- (1) 適正な賦課徴収事務の継続



(1) 現状と課題

行財政改革に努める中、新システムの導入を進め業務の効率化や納税者の負担軽減等に取り組んでいますが、さらなる効率化のために、職員相互の情報共有と専門知識の向上が求められています。また、適正な賦課事務に努め、税の未納者に対して、督促・催告し、税の負担公平性を理解していただく必要があります。

(2)目標

① 税が適正に賦課徴収をされている状態

適正な賦課徴収事務に努めるとともに、引き続き税の未納対策に取り組みます。

(3)目標値

	基準値	令和 7	令和 8	令和 9	令和 10
	〔基準年〕	(2025)	(2026)	(2027)	(2028)
徴収率(4税)*	99.6% (2023)	99.6%	99.6%	99.6%	99.6%

[※]住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税

(4)担当課

税務会計課 保健衛生課

(5) 主要事業

事業名	担当課	
会計管理業務	税務会計課	
徴税業務	税務会計課	

計画名(担当課)	概要	根拠法令	計画期間
東秩父村滞納整理計画(税務会計課)	年間の徴収に係る 行動予定等を定め たもの	なし	毎年度見直し

基本施策 5-(2) 行財政改革の推進





(1) 現状と課題

人口や税収などの増大が見込めない中で、近年多発する災害への対応や少子高齢化に伴う国民健康保険や介護保険などの社会保障関連経費に係る扶助費の増加など将来にわたる財政負担を十分に考慮し、今後の事業を取捨選択したうえで、経常経費の削減に継続的に取り組む必要があります。さらに、今後も安定した行政サービスを継続して提供するために、事業を見直し、持続可能な財政基盤を確立する必要があるとともに新たな収入源の確保が不可欠です。

また、地方債においては計画的な借入を行うことで、村債の残高は着実に減少傾向にありますが、今後の新庁舎建設事業において多額の借入を行うため現在と同程度の支出が想定されます。引き続き、計画的な借入や基金の積み立てを行い、将来負担を考慮した上で計画的に執行することが求められます。

加えて多様化するニーズに対応すべく、職員は幅広い分野で高い能力を発揮することが求められますが、今後の職員数の大幅な増加は見込めないことから、職員一人ひとりの能力を高めるとともに、採用・育成・配置・評価と一貫性のある制度設計を行い、将来の村を担う人材の育成が求められます。

(2)目標

① 社会の変化に対応した将来にわたり持続可能な財政基盤が保たれている状態

災害などの有事の際や、今後の公共施設の更新や維持管理に対応可能な財政状態の維持及び日々の業務や事業に対する職員一人ひとりのコスト意識の醸成、能力開発を目指します。

② ふるさと納税等による資金調達手段の拡充がなされている状態

自主財源の乏しい本村において、魅力の発信と新たな財源確保を同時に実現可能な ふるさと納税制度を活用し、さまざまな事業への展開や新たな経済循環を目指します。

③ 住民ニーズを的確に捉え、住民満足度の向上に努める人材育成がされている状態

人材育成基本方針の目指すべき職員像「村民のために 経営自覚を持ち 自ら考え 行動する職員」の実現に向けさまざまな観点から人材育成を行い、組織機構の最適 化を目指します。

(3)目標値

	基準値	令和 7	令和 8	令和 9	令和 10
	〔基準年〕	(2025)	(2026)	(2027)	(2028)
各基金総額「一般分」(単位:千円)	1,983,230 (2023)	1,608,820	1,132,720	1,117,720	1,137,720
ふるさと納税額	3,711 千円 (2023)	3,861 千円	3,938 千円	4,017 千円	4,097 千円
職員意識アンケート 【総合】組織採点	57.6 点 〔2023〕	65.0 点	70.0 点	75.0 点	80.0 点

(4) 担当課

企画財政課

総務課

(5) 主要事業

事業名	担当課	
ふるさと応援寄附金事業	企画財政課	

計画名(担当課)	概要	根拠法令	計画期間
	村が直面する重要		
	な課題等に迅速か		令和 7 (2025) 年度
東秩父村人材育成	つ的確に対応する	+>1	~
基本方針(総務課)	ため、体系的、総合	なし	令和 10(2028)年
	的に人材育成を推		度「4 か年」
	進する方針		

基本施策 5-(3) マイナンバー制度の普及促進





(1) 現状と課題

マイナンバーカードの運用が開始されて以降、マイナンバーを利用した手続きの簡素化が進められてきました。年金や確定申告等の手続きにおいて添付資料が省略されたほか、来庁することなくマイナポータルサイトから転出の手続きが行うことができるようになりました。また、保険証として利用が推奨されていることから申請者も増加傾向にあり、令和 6 年 9 月 3 0 日現在の申請件数は 1, 8 9 9 件となっています。令和 6 年 1 月 1 日人口に対する交付枚数率は 7 4 %となっており、前期目標を超える交付率となりました。

今後の課題としては、村民がマイナンバーカードの利便性を得る機会を増やしていくことです。当村ではコンビニ交付が実施されていない(コスト面で費用対効果と見合わない)ことや、マイナンバーカードを使って確定申告や転出、出生届の届出が可能ですが、対象となる世代が少なかったり、高齢化率が高いためインターネットを活用したサービスを利用する割合が低いことから他自治体に比べて利便性を得る機会が少ない傾向にあります。そのため、交付率は全国的に見ると下位となっています。今後は、書かない窓口の導入や出張申請の周知を強化し、交付率の上昇とサービスの向上を目指していきます。

(2)目標

① 住民サービスの向上が図られた状態

マイナンバーカードの利便性を周知し、また行政手続きにおいてマイナンバーカードを活用し手続きの簡素化を進めていくことで、住民サービスの向上を目指します。また、役場へ来庁できない高齢者等の方の自宅訪問を実施し、マイナンバーカード取得率向上を図っていきます。

(3) 目標値

	基準値	令和 7	令和 8	令和 9	令和 10
	(基準年)	(2025)	(2026)	(2027)	(2028)
マイナンバーカー ド交付率	67.9% (2023)	80.0%	83.0%	85.0%	88.0%

(4)担当課

住民福祉課企画財政課

(5) 主要事業

事業名	担当課
マイナンバーカード交付	住民福祉課

計画名(担当課)	概要	根拠法令	計画期間
なし			

基本施策 5-(4) デジタル社会への対応



(1) 現状と課題

【デジタル技術の利活用】

新型コロナウイルス感染症の世界的流行を契機として、オンライン会議やテレワークなど新しい生活様式が広く浸透し、時代に対応した行政サービスの提供が求められています。また、今後の人口・職員数の減少を見据え、デジタル技術を活用して住民サービスの拡充と内部業務の改善・効率化を進め、行政サービスの充実・高品質化を図る必要があります。

【災害時対策】

近年、従前では考えられないような自然災害が発生しており、今後情報システムを安定的に利用するため、災害発生時の対策が必須となります。本村においても情報通信に関する業務継続計画(以下 「ICT-BCP」 という。)を策定し、運用しています。災害発生時における安定した行政運営が可能となるよう ICT-BCP の定期的な見直しを実施し、対策の強化を図ります。

【情報セキュリティの徹底】

スマートフォン、タブレット等の情報通信技術の進展により、住民生活も日々多様化している一方で、ホームページ改ざんや標的型攻撃といったサイバー攻撃による脅威が増大しています。すでに本村では「東秩父村情報セキュリティポリシー」を定め運用しておりますが、さまざまな情報を安全に管理するため、情報セキュリティ対策をさらに万全にしていく必要があります。

(2)目標

① デジタル技術を活用した住民サービスの充実と内部事務の効率化が図られている状態

デジタル技術を活用した住民サービスの拡充と庁内業務の迅速化及び最適化を推進し、効率的な行政運営、行政サービスの質の向上を目指します。

具体的には書かない窓口の導入やデジタルデバイド対策の実施、文書管理システム の導入などによりデジタル化を推進を目指します。

② ICT-BCP を策定し、災害時における業務が継続できる状態

災害の発生に備え、有事の際における ICT 環境の利用確保や早期復旧ができる状態を目指します。

③ 情報セキュリティマネジメントの強化が図られている状態

情報セキュリティの向上を目的とした職員研修・点検を毎年度計画的に実施し、徹底した安全管理措置を講じることで、情報セキュリティマネジメントの強化を目指します。

(3)目標値

基準値	令和 7	令和 8	令和 9	令和 10
(基準年)	(2025)	(2026)	(2027)	(2028)
	指標なし			

(4)担当課

企画財政課

(5) 主要事業

事業名	担当課
ICT 推進事業	企画財政課
町村情報システム共同化事業	企画財政課

計画名(担当課)	概要	根拠法令	計画期間
情報セキュリティ ポリシー(企画財 政課)	村が保有する情報 資産の機密性、完 全性及び可用性を 維持するため、本 村が実施する情報 セキュリティ対策 について基本的な 事項を定めるもの	地方公共団体にお ける情報セキュリ ティポリシーに関 するガイドライン	平成 13 年度策定 「毎年度見直し」
I C T 部門の業務 継続計画(企画財 政課)	大規模災害が発生 した場合でも非常 時優先業務が適正 かつ迅速に遂行で きるよう、情報シ ステムの継続性を 確保するもの	地方公共団体におけるICT部門の業務継続計画策定に関するガイドライン	令和 2 年度策定 「毎年度見直し」

基本施策 5-(5) 公共施設の維持管理



(1) 現状と課題

人口減少や少子高齢化が進行し、今後厳しい財政状況が予想される中、公共施設等を適切に維持管理、運営していくためには、莫大な費用を要するとともに、著しい老朽化により、多くの更新や改修・建替需要の増大が予想されています。

こうした状況に対処するため、公共施設等の全体的な状況を総括的に整理・分析し、将来推計人口、住民ニーズや将来にわたる維持管理更新といった経費の見込み、中長期的な財政状況などの課題を整理しつつ、本村にとって必要な施設を選択し、公共施設等の更新、長寿命化、統廃合や再配置、廃止、撤去を含めた「新しく造ること」から「賢く使うこと」を念頭に、実情に適した公共施設等の最適な配置及び効果的・効率的な利活用を実現していくことが求められています。

そうした考えのもと、現役場庁舎の状況を整理したところ、安全性・利便性など多くの課題によって庁舎機能が低下しており、応急措置的な対応では根本的な解決は困難であると判断し、時代のニーズに即した行政サービスを適切に提供できる環境整備に向けた庁舎整備手法としては、改修ではなく全面建替えを基本として整備する方向で結論づけ、令和4年度から新庁舎建設事業を開始しています。

(2) 目標

① 村民が使いやすく安全な公共施設運営がなされている状態

東秩父村公共施設個別施設計画(令和 2 (2020) 年度策定)に基づき、村の財政負担 を軽減するとともに、住民にとって使いやすく安全な公共施設運営を目指します。

② 新庁舎が安全かつ快適で、多くの利用者によりにぎわいが創出されている状態 東秩父村新庁舎建設基本構想(令和4(2022)年度策定)に基づき、新庁舎建設事業 を推進し、新庁舎の基本理念である「安全で快適な魅力あふれるにぎわい創出拠点」とすることを目指します。

(3) 目標値

	基準値	令和 7	令和 8	令和 9	令和 10
	〔基準年〕	(2025)	(2026)	(2027)	(2028)
公共施設廃止数	11 施設 〔2023〕	1 施設	0 施設	1 施設	0 施設

(4) 担当課

総務課

(5) 主要事業

事業名	担当課
公共施設の維持管理	総務課
新庁舎建設事業	総務課

計画名(担当課)	概要	根拠法令	計画期間
東秩父村公共施設 等総合管理計画 (総務課)	村の的持全公か平る要え最こ計で公か管庁共か準こ望、大と画す設画あ検の政減、確施活的ない対しに目を総な方し新担を民捉等すして合維を、にを図のをるた	インフラ長寿命化 基本計画	平成 29(2017)年度 〜 令和 30(2048)年度 「32 か年」
東秩父村公共施設 個別施設計画 (総務課)	東秩父村公共施設 等総合管理計画に 基づき、個別施設 ごとの具体的な対 応方針を示すもの	インフラ長寿命化 基本計画	令和 3(2021)年度 〜 令和 30(2048)年度 「28 か年」

基本施策 5-(6) 協働の自治振興の実現



(1) 現状と課題

人口減少や高齢化、職住分離といった社会の変化に伴い、地域コミュニティが衰退する傾向にあり、地域のつながりの希薄化や社会的孤立が全国的に課題となっています。地域のつながりが比較的強い本村でも、生活に関する相互扶助(冠婚葬祭、福祉、教育、防災等)、伝統文化の維持、地域活動において徐々に活力低下している状況です。

地域福祉や防災等の複雑化する課題への対応は、個人や家族単位だけでは限界があることから、地域のつながりの必要性・重要性について、改めて認識されてきています。

より多くの人々が、地域の課題や行政に関心をもち、自分たちのまちづくりには何が大切で、何を優先していくのかについて合意形成を図っていくとともに、地域の課題を自ら解決していけるよう、行政は財政面・人材面などを通して支援し、地域を補完しながら協働でまちづくりを実践していく必要があります。

(2)目標

① 村民と村民、村民と行政が連携・協力のもと、まちづくりの取組がなされている 状態

村民と村民、村民と行政がそれぞれの果たすべき役割と責任を自覚し、対等なパートナーとして認め合い、お互いに協力・補完しあいながら地域課題解決に向けて取り組む「協働のまちづくり」を推進していきます。

(3)目標値

	基準値	令和 7	令和 8	令和 9	令和 10
	〔基準年〕	(2025)	(2026)	(2027)	(2028)
指標なし					

(4) 担当課

企画財政課

(5) 主要事業

事業名	担当課
協働のまちづくり事業	企画財政課
地域活動支援事業	企画財政課

計画名(担当課)	概要	根拠法令	計画期間
なし			

基本施策 5- (7) 人権侵害のない社会の実現



(1) 現状と課題

国際化やデジタル化等の社会変化により、女性、こども、高齢者、障がい者、同和問題及びインターネットによる人権侵害等さまざまな人権問題が存在しており、村民一人ひとりが人権尊重の理念やその重要性を認識し、人権問題についての正しい理解と認識をより一層深めるための積極的な取組の継続が求められています。

人権に関する教育について、偏見や差別問題に対する正しい知識と認識のための啓発として、毎月、広報誌に「人権シリーズ」を掲載しています。また、人権教育の推進を図るため、人権・同和問題啓発指導者養成講座を開催しています。しかし、参加者及び内容が固定傾向となり、指導者の育成まで及んでいないことが課題です。

また、男女共同参画社会の実現に向けて男女があらゆる分野で対等な立場で活動できるような、意識の醸成と環境づくりを進めていく必要があります。

(2)目標

① 村民の人権が尊重されている状態

地域や職場、学校等のあらゆる場において、差別発言やいじめ等の人権侵害のない 状態や偏見や差別問題に対する正しい知識と理解が得られている状態を目指します。

② 男女が互いに尊重しあい、共に責任を担う社会が形成されている状態

政策や方針の立案や決定過程への男女共同参画は、男女があらゆる分野で利益を享受し、ともに責任を担い合う状態を目指します。

(3)目標値

	基準値	令和 7	令和 8	令和 9	令和 10
	〔基準年〕	(2025)	(2026)	(2027)	(2028)
人権·同和問題啓発 指導者養成講座参 加者数	31 人 (2023)	32 人	33 人	34 人	35 人
各種審議会·委員会 における女性の登 用団体数	18 団体 〔2023〕	19 団体	20 団体	21 団体	22 団体

(4) 担当課

総務課

教育委員会

(5) 主要事業

事業名	担当課
同和問題啓発推進事業	総務課
人権・同和問題啓発指導者養成講座	教育委員会

計画名(担当課)	概要	根拠法令	計画期間
今後の同和行政の 基本的あり方(基 本方針) (総務課)	本村の人権教育及 び人権啓発に関す る施策を推進する ための計画	人権教育及び人権 啓発の推進に関す る法律	平成 25(2013)年度 「毎年度見直し」
男女共同参画プラン(総務課)	男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。	男女共同参画社会基本法	令和 3 (2021) 年度 ~ 令和 11(2029)年度 「9 か年」